

事業所名	従業員規模	所在地	支援テーマ	支援回数
農事組合法人ファーム佐見	組合員198名	岐阜県加茂郡白川町 上佐見373	農事組合法人の合併について	専門家支援3回

相談内容・現状課題

■相談内容

- ・ 佐見地区内には、3つの農事組合法人と1つの集落営農組織が存在。
- ・ 佐見地区の将来の営農の姿を検討するため、平成26年度に「佐見集落営農検討委員会」を設置し、3法人の設立に至った。以後、3法人の合併に向け3年越しの検討を重ね、合併の合意がとれたところ(集落営農組織については解散し、その後組合員として法人に参加)。
- ・ 合併に向け、法律面、税制面など整えなければならない諸課題について相談したい。

■現状課題等

- ・ 組織の合併は決まっているものの、組織ごとの雇用状況、財務状況が異なり、合併方法(対等合併、吸収合併、一旦解散後法人化等)が決まっていない。
- ・ 県内に農事組合法人の合併事例がなく、合併の段取り、税務手続き、登記手続き等、どのように進めていけば良いかわからない。



相談所の支援体勢・改善提案 (問題解決方法)

■支援内容

農事組合法人の合併に係る事務手続及び税務手続の留意点について専門家2名(税理士、司法書士)を派遣し支援を実施。

①法人合併に関する支援【司法書士、税理士】

- ・ 合併方法に関する指導助言。

②事務手続の留意点に関する支援【司法書士】

- ・ 平成31年3月合併に向けたスケジュール確認。
- ・ 合併契約書作成。
- ・ 存続法人の定款変更。
- ・ 理事会、臨時総会議案書作成。
- ・ 合併に係る開示書類作成等。

③税務手続の留意点に関する支援【税理士】

- ・ 合併比率、適格合併の要件・適否についての指導助言。

(農)ファーム佐見の合併エリア



支援の成果・その後の状況

■支援の成果・その後の状況

- ・ 平成30年11月24日に「1法人が存続法人となり、他の2法人を吸収合併」することを内容とした合併契約書を3法人の間で締結した(1集落営農組織については、組織を解散し、その後、新たに組合員として当該存続法人に参加)。
- ・ 合併契約書に基づき、平成31年2月15日に3法人が合併。集落営農組織については解散し、平成31年2月18日に『農事組合法人ファーム佐見』に旧集落営農組織の構成員等が組合員として参加することが理事会において了承された。その結果、組合員198名、経営面積50haの組織となった。

■コーディネーター所感

- ・ 法人合併に向けた課題が明確になっていたことから、司法書士・税理士を中心とした支援チームを編成し、相手方の相談内容に適切に応じた専門家派遣を行うことにより、平成30年度内の合併法人の設立というスケジュールを達成できた。
- ・ 今回の事例は中山間地域における担い手確保の1モデルとして重要であり、今後は農地の集積・集約化による農業経営の安定化が必要となることから、農業経営相談所として引き続き伴走型支援を実施していくことが必要と考える。